

## 随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和3年12月20日

旭川市長 今津寛介  
( 公 印 省 略 )

### 1 公募する趣旨

本契約については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に基づく地域生活支援事業に係る相談支援事業として、また法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとして、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する相談支援活動における拠点としての役割を果たす必要があることから、旭川市障害者総合相談支援センター共同事業体（社会福祉法人敬生会、医療法人社団圭泉会）（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、次の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者からの応募があった場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行し、指名型プロポーザルにより受託候補者の特定を行うこととする。

### 2 契約概要

- (1) 契約名 旭川市障害者総合相談支援センター運營業務
- (2) 契約内容 法第77条に基づく地域生活支援事業に係る相談支援事業及び法第77条の2に規定する基幹相談支援センターとしての業務を本市が設置する旭川市障害者総合相談支援センター（愛称：あそーと）（以下「センター」という。）において実施する。
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ア 法第51条の17に規定する指定特定相談支援事業者及び法第51条の14に規定する指定一般相談支援事業者として旭川市内に事業所を有し、活動実績があること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 市町村税を滞納していない者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法

にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(2) 備品、設備等に関する要件

旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書に示す「備品、設備等の維持管理」を実施することができること。

(3) 中立性・公平性に関する要件

センターの中立・公平な運営を図り、適切な相談支援を実施可能であること。

(4) 守秘性に関する要件

個人情報の取扱いに際しては関係法令及び旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書に示す「利用者情報及び相談内容の管理」の内容を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を行うこと。

(5) 履行執行（配置職員）体制に関する要件

センターに配置される職員は、概ね週40時間勤務の者（以下「常勤職員」という。）と週20時間以上勤務で常勤職員の勤務時間を満たさない者（以下「非常勤職員」という。）とし、常勤職員と非常勤職員を合わせて8名以上とすること。

なお、上記に加え次の要件を満たす必要がある。

ア センターの職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者、又は相談支援従事者初任者研修修了者（重複可）とし、うち精神保健福祉士の有資格者は3名以上の配置とすること。

イ センターに配置される職員の半数以上は、常勤職員かつ履行期間初年度において相談支援従事者現任研修の初回受講から3年以上の実務経験（見込）を有する者を配置とすること。

なお、当該職員については、北海道が実施する主任相談支援専門員研修を受講させなければならない。

(6) その他必要と認める要件

別に定める旭川市障害者総合相談支援センター運營業務仕様書に示す業務が履行できること。

なお、複数の事業者が共同して応募することも可とするが、その場合は構成する全ての事業者が、上記(1)の基本的要件を満たしていること。

#### 4 手続等

(1) 担当部局

旭川市7条通10丁目旭川市第二庁舎2階 福祉保険部障害福祉課障害事業係  
電話 0166-25-6476 FAX 0166-24-7007

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年12月20日（月）から令和4年1月13日（木）まで(1)の場所で交付するほか（ただし、閉庁日を除く）次のアドレスのホームページにおいて、ダウンロードすることができる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/179/184/d074429.html>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年1月14日（金）午後5時まで(1)の場所に持参すること。

#### 5 その他

詳細は公募説明書による。